

H24 1/8

長崎新聞 朝刊 第1右全面

慰謝料支払い命令

消費者金融過払い返還訴訟

精神的損害認定 原告側「画期的」

地裁大村判決

諫早市内の60代男性が約30年間にわたり違法な利息を取られ続けたとして、消費者金融大手のプロミス（東京）を相手に、過払い金など約620万円の返還と慰謝料100万円を求めた訴訟で、長崎地裁大村支部（大竹敬人裁判官）が同社に対し、過払い金の返還のほかに、慰謝料45万円の支払いを命じる判決を言い渡していたことが17日、分かった。判決は

12日付。判決などによると、原告の男性は1960年10月7日から2010年11月15日まで金銭消費貸借取引を行った。83年11月1日の時点で既に過払い状態で、男性に貸金債権はなかったにもかかわらず、プロミスはその後、約30年間にわたり制限超過利息を取り続けていた。判決は、男性への慰謝料について「長期間にわたって

存在しない債務の請求を受け、支払いを続けてきた精神的損害は軽視できず、過払い金の返還だけでは不十分」と説明。原告の代理人、福田大志弁護士は「慰謝料が認められたのは画期的」としている。プロミス側の代理人弁護士は「この件に関して答えられない」としている。（左海力也）

H24 1/8

読者新聞 朝刊 長崎地域面

過払い30年 慰謝料命令

地裁大村支部 プロミス、請求やめず

返済が事実上終わった後も、30年近くにわたり違法な金利を払わされたとして、諫早市の60歳代の会社員男性が大手消費者金融「プロミス」（東京）を相手取り、約600万円の損害賠償と100万円の慰謝料を求めた訴訟の判決が長崎地裁大村支部であった。大竹敬人裁判官は「不法行為で生じた男性の損害を賠償する義務がある」として、同社に慰謝料を含む約650万円の支払いを命じた。判決は12日。

原告代理人の福田大志弁護士は「約30年も過払い金を払い続けさせたケースは

まれで、慰謝料の支払いを命じた判決も画期的」としている。

判決によると、男性は1975年以降、同社から約100回、計668万円の融資を受けた。男性はその都度、返済を重ね、82年3月以降は金利が利息制限法の上限を超える過払いの状態となったが、同社は男性への弁済請求をやめず、男性は2010年11月までほぼ毎月、支払いを続けた。男性は昨年3月に提訴。同社は過払いがあったことを認めたとうえで、「返還すれば慰謝料は不要」と主張したが、大竹裁判官は判決

で、「男性は長期にわたり、存在しない債務の支払いを続け、資金繰りに苦労した」として、慰謝料の支払いを命じた。